

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和 3 年 1 2 月 1 4 日付けの特別障害者手当認定請求却下通知書により請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張しているものと解される。

申請却下に不服があるため。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項の規定を適用し、棄却すべきである。

### 第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5 年 1 月 3 0 日	諮問
令和 5 年 3 月 1 6 日	審議（第 7 6 回第 1 部会）
令和 5 年 4 月 1 0 日	審議（第 7 7 回第 1 部会）

## 第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 支給要件

法 2 6 条の 2 は、市長は、「特別障害者」に対して、特別障害者手当（以下「手当」という。）を支給するものとし、法 2 条 3 項は、特別障害者とは、2 0 歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいうとする。

同項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「法施行令」という。）1 条 2 項は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとする。

ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が法施行令別表第二（令和 4 年政令第 1 0 9 号による改正前のもの。別紙 2 参照。以下「別表第二」という。）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの（法施行令 1 条 2 項 1 号）

イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活

において必要とされる介護の程度が上記アに定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの（法施行令1条2項2号）  
ウ 身体機能の障害等が法施行令別表第一（令和4年政令第109号による改正前のもの。別紙2参照。以下「別表第一」という。）各号（10号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの（法施行令1条2項3号）

そして、法施行令1条1項及び2項に該当する程度の障害の認定基準である「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日付社更第162号厚生省社会局長通知）の別紙（以下「認定基準」という。）第三（特別障害者手当の個別基準）は、法施行令1条2項各号に該当する障害の程度について、障害の種別ごとに具体的な個別基準を定めている。

なお、法39条の2の規定は、法に基づき市が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、認定基準は、地方自治法245条の9第1項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

## (2) 受給資格認定手続

法26条の5において準用する法19条は、手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとし、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）15条は、上記受給資格についての認定の請求は、特別障害者手当認定請求書に、受給資格者が法2条3項に規定する者であることに関する医師の診断書（省令15条2号）等の書類を添えて、手当の支給機関に提出しなければならないとする。

また、認定基準第一・3は、法施行令1条2項各号のいずれかに該当する障害の程度に係る認定は、原則として、特別障害者手

当認定診断書によって行うこととし、認定基準別添において障害の部位に応じた診断書の様式を定めている。

なお、認定基準第一・7は、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会することとしている。

- (3) 省令16条において準用する省令4条は、手当の支給機関は、認定の請求があった場合において、受給資格がないと認めるときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならないとする。

## 2 本件処分についての検討

### (1) 請求人の障害について

上記1・(2)の受給資格認定手続に鑑みれば、本件請求に対する認定・非認定の判断は、本件診断書の記載内容に基づき、法令の規定及び認定基準に照らして行われるべきである。

本件診断書によれば、障害の原因となった傷病名は「脳血管障害（多発性）」であり、合併精神障害は「高次脳機能障害、器質性精神障害」、合併身体障害は「左上下肢麻痺、歩行障害」とされ（別紙1・1及び3）、発病以来の病状と経過としては、「H28年頃脳梗塞に罹患、はじめは手足のしびれで一時悪化入院、退院後言動まとまらず。H30、4月に紹介にて当院初診、処方調整、高次脳リハビリテーションにて経過観察中。」と記載されている（同・6・(1)）。

身体機能の障害等については、「精神の障害用」の診断書とは別に、身体の障害部位に係る特別障害者手当認定診断書が併せて提出される必要があるところ（上記1・(2)）、請求人から提出された診断書は、「精神の障害用」（本件診断書）のみである。

そうすると、請求人については、合併身体障害の記載があるものの、本件診断書に記載された精神の障害について、法施行令1条2項各号に該当するかどうか判定すべきものと認められる。

### (2) 法施行令1条2項1号該当性について

法施行令 1 条 2 項 1 号は、身体機能の障害等が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するものと規定する。

本件においては、請求人の身体機能の障害等は精神障害のみであり、その障害の程度が別表第二第 7 号に該当したとしても、その他の同表各号に該当するものはないから、請求人の障害の状態は、法施行令 1 条 2 項 1 号に該当するものとは認められない。

(3) 法施行令 1 条 2 項 2 号該当性について

法施行令 1 条 2 項 2 号は、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が同項 1 号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるものと規定する。

本件においては、請求人の身体機能の障害等は精神障害のみであり、身体機能の障害等が重複していないから、日常生活において必要とされる介護の程度を検討するまでもなく、請求人の障害の状態は、法施行令 1 条 2 項 2 号に該当するものとは認められない。

(4) 法施行令 1 条 2 項 3 号該当性について

法施行令 1 条 2 項 3 号は、身体機能の障害等が別表第一各号（10 号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が同項 2 号と同程度以上と認められる程度のものと規定する。

そして、認定基準によれば、法施行令 1 条 2 項 3 号に該当する障害の程度は、別表第一のうち、①認定基準第二・4 による内部障害又は認定基準第二・5 によるその他の疾患に該当する障害を有するものであって、結核の治療指針に掲げる安静度表の 1 度（絶対安静）に該当する状態を有するもの（認定基準第三・3・(1)）又は②精神の障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表（別紙 3）の各動

作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの（認定基準第三・3・(2)）とされている。

本件診断書の記載によれば、請求人の障害については、内部障害又はその他の疾患には該当せず、また、結核の治療指針に掲げる安静度表の1度に該当する状態には至らないため、上記①には該当しない。

また、請求人の有する精神の障害については、本件診断書に記載された日常生活能力の程度として、食事、用便の始末及び衣服の着脱の3項目がいずれも「介助があればできる」、家族との会話が「少しは通じる」、刃物・火の危険が「少しはわかる」（以上5項目いずれも1点）であり、簡単な買物が「できない」、家族以外の者との会話が「通じない」、戸外での危険（交通事故）から身を守るが「守ることができない」（以上3項目いずれも2点）とされている（別紙1・8・(7)）。これら各動作及び行動のそれぞれについて、日常生活能力判定表に基づいて判定した結果は「11点」となり、認定基準第三・3・(2)が規定する14点には満たない。よって、上記②にも該当しない。

したがって、請求人の障害の状態は、法施行令1条2項3号に規定する障害の程度に該当するとは認められない。

#### (5) 小括

以上のとおり、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当する程度に至っておらず、「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」（法2条3項）に該当しないことから、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当ということはできない。

### 3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり主張するが、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、法施行令1条2項各号のいずれにも該当

する程度に至っていないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙1ないし別紙3 (略)